政令第百八十七号

児童福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第二項第二号及び第二十一条の五の四第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一号中「第四号」を「第五号」に改め、同条第二号中「及び第四号」を「から第五号まで」に改め、同条第三号中「までの児童」の下に「若しくは特例保育（子ども・子育て支援法第三十条第一項第四号に規定する特例保育をいう。）若しくは家庭的保育事業等（法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）による保育を受ける児童」を、「次号」の下に「及び第五号」を加え、同条第四号中「第二十五条の二第二号ニ」を「第二十五条の二第二号ホ」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　負担額算定基準者（通所給付決定保護者の児童（これに準ずる者として厚生労働省令で定める者を含む。）をいう。以下この号及び第二十五条の二において同じ。）が二人以上いる通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が七万七千百一円未満であるもの（次号に掲げる者を除く。）　次のイからハまでに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ　全ての負担額算定基準者が小学校就学前負担額算定基準者（負担額算定基準者のうち小学校就学の始期に達するまでのものをいう。以下この号及び第二十五条の二において同じ。）である通所給付決定保護者　次の(1)及び(2)に掲げる額を合算した額（その額が第二号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。）

(1)　通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者のうち最年長者をいう。以下この号及び第二十五条の二において同じ。）である障害児に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

(2)　通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前負担額算定基準者である障害児（小学校就学前最年長負担額算定基準者であるものを除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

ロ　負担額算定基準者のうち小学校就学前負担額算定基準者以外の者が一人のみである通所給付決定保護者　次の(1)及び(2)に掲げる額を合算した額（その額が第二号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。）

(1)　通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

(2)　通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前負担額算定基準者である障害児（小学校就学前最年長負担額算定基準者であるものを除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

ハ　負担額算定基準者のうちに小学校就学前負担額算定基準者以外の者が二人以上いる通所給付決定保護者　通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額（その額が第二号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。）

第二十五条の二第一号中「イからニまで」を「イからホまで」に改め、同号ニ中「第二十四条第四号」を「第二十四条第五号」に改め、同号中ニを ホとし、ハの次に次のように加える。

ニ　第二十四条第四号に掲げる通所給付決定保護者　次の(1)から(3)までに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める額

(1)　第二十四条第四号イに掲げる通所給付決定保護者　次の(i)及び(ii)に掲げる額を合算した額（その額がロに定める額を超えるときは、ロに定める額とする。）

(i)　通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

(ii)　通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前負担額算定基準者である障害児に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

(2)　第二十四条第四号ロに掲げる通所給付決定保護者　次の(i)及び(ii)に掲げる額を合算した額（その額がロに定める額を超えるときは、ロに定める額とする。）

(i)　通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

(ii)　通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

(3)　第二十四条第四号ハに掲げる通所給付決定保護者　通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額（その額がロに定める額を超えるときは、ロに定める額とする。）

第二十五条の二第二号中「イからニまで」を「イからホまで」に改め、同号イ中「ニ」を「ホ」に改め、同号ロ中「及びニ」を「からホまで」に改め、同号ハ中「通所給付決定に係る小学校就学前児童が」を「小学校就学前児童が」に改め、「ニ」の下に「及びホ」を加え、同号中ニを ホとし、ハの次に次のように加える。

ニ　負担額算定基準者が二人以上いる通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について基準該当通所支援のあつた月の属する年度（基準該当通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が七万七千百一円未満であるもの（ホに掲げる者を除く。）　次の(1)から(3)までに定める額